

議案第 5 8 号

羽生市給水条例の一部を改正する条例

羽生市給水条例（平成 1 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定（<u>法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新を含む。この項において同じ。</u>）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）がこれを施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、市長、市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者又は法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市長が指定の更新をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）がこれを施行する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明